

高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領（令和5年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領の一部を改正する要領

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p data-bbox="107 347 855 383">高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領</p> <p data-bbox="120 443 201 475">(主旨)</p> <p data-bbox="107 485 1064 699">第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、高知市上下水道局が発注する建設工事において、「週休2日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="120 766 250 798">(対象工事)</p> <p data-bbox="107 807 1064 1066">第2条 請負対象金額500万円以上の土木系工事（土木一式工事、水道施設工事、造園工事、舗装工事、道路照明工事等の高知県土木工事標準積算基準及び水道事業実務必携（全国簡易水道協議会発行）を主体に設計された工事）のうち、発注者が指定した工事（以下「発注者指定型」という。）、又は発注者がモデル工事と定めた工事のうち、受注者から請求があった工事（以下「受注者希望型」という。）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。</p> <p data-bbox="120 1075 992 1203"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 現場施工日数が不稼働日を含め30日未満の工事 (2) 工期や作業工程に制約がある工事 (3) 社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む） </p> <p data-bbox="107 1267 349 1299">第3条～第4条 略</p> | <p data-bbox="1081 347 1830 383">高知市上下水道局「週休2日制モデル工事」試行要領</p> <p data-bbox="1095 443 1176 475">(主旨)</p> <p data-bbox="1081 485 2038 651">第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、高知市上下水道局が発注する建設工事において、「週休2日制モデル工事」（以下「モデル工事」という。）を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1095 766 1225 798">(対象工事)</p> <p data-bbox="1081 807 2038 1037">第2条 請負対象金額 500 万円以上の高知市上下水道局が発注する工事（建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、その他準ずるものは除く）のうち、発注者が指定した工事（以下「発注者指定型」という。）、又は発注者がモデル工事と定めた工事のうち、受注者から請求があった工事（以下「受注者希望型」という。）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。</p> <p data-bbox="1095 1046 1971 1174"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 現場施工日数が不稼働日を含め30日未満の工事 (2) 工期や作業工程に制約がある工事 (3) 社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む） </p> <p data-bbox="1081 1267 1323 1299">第3条～第4条 略</p> |

(実施方法)

第5条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書のモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、別紙5に掲げる「土木工事標準工事日数」における標準工事日数を適用するし、工期を設定するものとする。ただし、施工条件などにより「土木工事標準日数によりがたい場合は、「直轄土木工事における適正な工期設定指針」を参考に工期を設定するものとする。

第5条2～第9条 略

(実施方法)

第5条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書のモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、工期については、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定する。

第5条2～第9条 略